正八位　伊藤　貞
塩野谷平一　藤野　陽夫
間口　昭三　森田　晉
正六位に叙する（各通）
上野　尊康　川上　又一
野澤　コウ　長谷　純
山本　仁　山本　達雄
従六位に叙する（各通）
従七位　大西　義郎　久米　清美
正七位に叙する（各通）
合川　勝　有馬　亨　末吉　利夫
従七位に叙する（以上二十六年十二月十六日）
亀岡　健一　松野　允彦
従四位に叙する　新井　信二
従五位に叙する（各通）
小村　一也　藤原　康裕
青木　敏雄　秋生　武司
石田　道也　岩崎弥太郎
齋藤　宥雄　高橋　建一
正八位　谷森　弘秀　沼本　泰知
玉井　千夫　中山　正
藤井　保次　松永　功
正六位に叙する（各通）
新井　一男　井上　鉄三
大日方善治郎　木村　廉
佐藤　基浩　信本　義人
宗澤　圭司　本村　勇
従六位に叙する（各通）
高橋　陽　南　昌治
正七位に叙する（各通）
青山　秀二　熊井　亮次
従七位に叙する（各通）（以上二十六年十二月十七日）

○叙勲

今西　和秀　山本　亨　渡邊　庄哉
旭日単光章を授ける（各通）（二十六年十二月十五日）
石坂　孝夫　伊藤　寛二　影山　清久
中川　嘉夫　福田　廣美
旭日単光章を授ける（各通）（二十六年十二月十六日）
松永　功
旭日双光章を授ける
石山　和夫　稲垣　敬之　沖本　守
井田　忠作　堀　邦彦
木村　雄一　五来政太郎　前川　和子
旭日単光章を授ける（各通）（以上二十六年十二月十七日）
浅野　均　伊藤　聡
（警視庁警部）
櫻田　清志　佐藤　平典
今田　正昭　奈良　祐治
田下　忠司　西山　重徳
長谷川　溥　山口　進
（清須市公立学校長）
山田　英彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
瑞宝単光章を授ける（以上二十六年十二月十五日）
佐々木昭一　白鳥　信一
瑞宝小綬章を授ける
伊藤　貞　上野　尊康
勝山　彦治　三上　又一
塩野谷平一　杉森　一身
前川　和子　藤井　芳隆
間口　昭三　山本　仁
瑞宝双光章を授ける（各通）
大西　義郎
木村　雄一
藤井　芳隆
山本　達雄
瑞宝単光章を授ける（各通）
伊東　亨　齋藤　善三
石住　正好　田村　千春
高橋　良一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十一月十六日）
石田　道也　板垣　啓二
大日方善治郎　上村　光衛
谷森　弘秀　中山　正
信本　義人　藤井　保次
南　昌治　宗澤　圭司
瑞宝双光章を授ける（各通）
青山　秀二　熊井　亮次
福島　進　山本　英治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二十六年十一月十七日）

官庁報告

公聴会

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百三十七号）の施行に伴い定める労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく省令の草案について、労働基準法第百十三条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　案件　専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行に伴い定める労働基準法に基づく省令

二　期日　平成二十七年一月二十九日

三　場所　東京都千代田区霞が関一丁目二番二号　中央合同庁舎第五号館

公　告

諸事項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

1．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成27年2月20日までに北海道財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。

2．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①2140102984②有限会社北栄創建③小林　政司④北海道札幌市豊平区美園2条7丁目1番16号

①2140100348②有限会社ＫＳグループ③中村　哲也④北海道石狩市花川東96－7

平成27年1月22日

北海道財務局長　渡辺　健雄

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年1月22日

東北地方整備局長　縄田　正

1　処分をした年月日　平成26年12月25日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヤマケンビルテックサービス株式会社　庄司　時雄　山形県山形市北山形2－1－5　国土交通大臣許可（特－26）第21271号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年12月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成26年（家）第2062号

札幌市西区八軒1条東2丁目2番33号
申立人　ノースピア琴似Ｂ棟管理組合
本籍北海道札幌市西区八軒2条東3丁目653番地、最後の住所札幌市西区八軒1条東2丁目2番33－402号、死亡の場所北海道札幌市西区、死亡年月日平成25年10月14日、出生の場所樺太元泊郡元泊村、出生年月日昭和14年4月4日、職業不詳
被相続人　亡　柴田　貞男
事務所札幌市中央区南2条西9丁目1番地2　サンケン札幌ビル4階中島綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中島　正博
札幌家庭裁判所

平成26年（家）第2168号

札幌市手稲区富丘5条2丁目2－10
申立人　近藤　典子
本籍北海道札幌市北区北16条西5丁目20番地、最後の住所札幌市東区北10条東2丁目1番20－807号、死亡の場所北海道札幌市東区、死亡年月日平成26年1月20日、出生の場所北海道空知郡砂川町、出生年月日昭和15年3月6日、職業無職
被相続人　亡　松川　涼子
事務所札幌市中央区大通西11丁目4番地　登記センタービル4階　ちくま法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹間　朗子
札幌家庭裁判所

平成26年（家）第1190号

旭川市3条通22丁目1973番地の14
申立人　西屋ビル管理組合
本籍北海道旭川市3条通22丁目左1号、最後の住所旭川市3条通22丁目1973番地の14　309号、死亡の場所北海道旭川市、死亡年月日平成25年4月18日、出生の場所北海道上川郡江丹別村、出生年月日昭和16年9月27日、職業無職
被相続人　亡　田中セツ子
事務所旭川市1条通8丁目348番地2　旭川一条ビル4階　旭川つばさ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　達哉
旭川家庭裁判所